

会議名称	平成15年度第5回 情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時	平成16年2月17日(木) 14時~17時00分	
場所	杉並区役所 本庁舎中棟5階 第3・4委員会室	
出席者	委員	江藤会長 市村委員 遠藤委員 大沼委員 佐々木(庸)委員 高橋委員 長津委員 夏目委員 野辺委員 花柳委員 柳澤委員 門脇委員 小松委員 佐々木(浩)委員 鈴木委員 富本委員 藤原委員 小幡委員 茶谷委員
	実施機関	大藤広報課長、玉山地域課長、渡辺経済勤労課長、土屋国民健康保険課長、 南雲障害者施設課長、加藤高齢者在宅サービス課長、手島介護保険課長、増 井児童課長、赤井保育課長、濱西福祉事務所長、小林障害者施策課長、関谷 児童青少年センター所長、浅川健康推進課長、吉田建築課長、山口審査担当 課長、鈴木環境課副参事、佐々木ごみ減量担当課長、林選挙管理委員会事務 局長、佐野学校運営課長
	事務局	南方行政管理担当部長、高区長室長 [情報システム課] 中村課長、和久井副参事、藤本管理担当係長、村野主 査、鳥居開発担当係長、小林開発担当係長、塩畑開発担当係長、山根主 査、丸山開発担当係長、牛山主任主事 [総務課] 牧島副参事、大井情報公開係長、増田主事
傍聴者	2名	
配付資料	事前	・平成15年度第3・4回情報公開・個人情報保護審議会会議録 ・平成15年度第5回情報公開・個人情報保護審議会 報告・諮問 ・平成15年度第5回情報公開・個人情報保護審議会 報告・諮問関係資料
	当日	
	1 平成15年度第3・4回会議録の確定	
	2 諮問・報告事項	
	平成16年度中央電子計算組織の運営について	報告31
	ホームページの運用・メールマガジンの発行	諮問50
	ホームページの運用に関する業務の登録について(修正)	報告32
	ホームページの運用に関する業務の外部結合について	諮問51
	区民センター図書室運営/図書等の貸出・利用の登録に関する業務 の外部委託について	諮問52
	商店街空き店舗活用補助事業に関する業務の登録について(新規)	報告33
	商店街空き店舗活用事業融資資金利子補助に関する業務の登録につ いて(新規)	報告34
	地域密着型ビジネスプランコンテストに関する業務の登録について (新規)	報告35
	就労相談に関する業務の登録について(新規)	報告36
	就労相談に関する業務の外部委託について	諮問53
	老人福祉システムに記録する個人情報項目について	諮問54
	画像レセプト情報管理システム開発に関する業務の登録について	諮問55
	画像レセプト情報管理システム開発に関する業務の目的外利用につ いて	諮問56

画像レセプト情報管理システム開発に関する業務の外部提供について	諮問 5 7
国民健康保険医療給付に関する業務の外部委託について(1)	諮問 5 8
国民健康保険医療給付に関する業務の外部委託について(2)	諮問 5 9
障害者相談支援事業に関する業務の登録について(新規)	報告 3 7
ひとり暮らし高齢者等安心ネットワークシステム事業に関する業務の登録について	諮問 6 0
ひとり暮らし高齢者等安心ネットワークシステム事業に関する業務の外部委託について	諮問 6 1
介護保険要介護認定に関する業務の外部委託について(1)	諮問 6 2
介護保険要介護認定に関する業務の外部委託について(2)	諮問 6 3
介護保険給付に関する業務の外部委託について	諮問 6 4
ホームヘルプサービス利用者の負担軽減に関する業務の外部委託について	諮問 6 5
ユースプロジェクトすぎなみ業務システムに記録する個人情報項目について	諮問 6 6
ユースプロジェクトすぎなみに関する業務の登録について(修正)	報告 3 8
保育園掲示物及び配布物作成システムに記録する個人情報項目について	諮問 6 7
園だより等の作成・配布に関する業務の登録について(修正)	報告 3 9
母子家庭自立支援教育訓練給付金事業に関する業務の登録について(新規)	報告 4 0
相談・指導実績記録システムに記録する個人情報項目について	諮問 6 8
指導・相談に関する業務の登録について(修正)	報告 4 1
子どもと家庭に関する総合相談業務システムに記録する個人情報項目について	諮問 6 9
子どもと家庭に関する総合相談に関する業務の登録について(修正)	報告 4 2
児童青少年センターゆうカード登録システムに記録する個人情報項目について	諮問 7 0
児童館利用者記録に関する業務の登録について(修正)	報告 4 3
学童クラブおやつ代データ作成システムに記録する個人情報項目について	諮問 7 1
学童クラブ入会・助成に関する業務の登録について(修正)	報告 4 4
区民健康診査に関する業務の目的外利用について(1)	諮問 7 2
区民健康診査に関する業務の目的外利用について(2)	諮問 7 3
雑居ビルの防火安全対策に係る連絡調整に関する業務に記録する個人情報項目について	諮問 7 4
雑居ビルの防火安全対策に係る連絡調整に関する業務の登録について(修正)	報告 4 5
建築確認に関する業務の登録について(修正)	報告 4 6
建築確認に関する業務の外部委託について	諮問 7 5
環境情報館利用団体登録に関する業務の登録について(新規)	報告 4 7
環境情報館利用団体登録に関する業務の外部委託について	諮問 7 6
環境情報館図書類貸出に関する業務の登録について(新規)	報告 4 8
環境情報館図書類貸出/消費者センター図書・資料貸出に関する業務の外部委託について	諮問 7 7
集団回収に関する業務の登録について(新規)	報告 4 9
集団回収に関する業務の外部委託について	諮問 7 8
選挙投票管理システムに記録する個人情報項目について	諮問 7 9
選挙人に関する業務の登録について(修正)	報告 5 0

	杉並区立学校教務事務処理システムに記録する個人情報項目について	諮問 8 0
	区の個人情報保護制度の基本的あり方と杉並区個人情報保護条例において改正すべき事項について	諮問 3 5
内 容 ・ 審 議 結 果	平成 1 6 年度中央電子計算組織の運営について	報告了承
	ホームページの運用に関する業務の登録について（修正）	
	商店街空き店舗活用補助事業に関する業務の登録について（新規）	
	商店街空き店舗活用事業融資資金利子補助に関する業務の登録について（新規）	
	地域密着型ビジネスプランコンテストに関する業務の登録について（新規）	
	就労相談に関する業務の登録について（新規）	
	障害者相談支援事業に関する業務の登録について（新規）	
	ユースプロジェクトすぎなみに関する業務の登録について（修正）	
	園だより等の作成・配布に関する業務の登録について（修正）	
	母子家庭自立支援教育訓練給付金事業に関する業務の登録について（新規）	
	指導・相談に関する業務の登録について（修正）	
	子どもと家庭に関する総合相談に関する業務の登録について（修正）	
	児童館利用者記録に関する業務の登録について（修正）	
	学童クラブ入会・助成に関する業務の登録について（修正）	
	雑居ビルの防火安全対策に係る連絡調整に関する業務の登録について（修正）	
	建築確認に関する業務の登録について（修正）	
	環境情報館利用団体登録に関する業務の登録について（新規）	
	環境情報館と書類貸出に関する業務の登録について（新規）	
	集団回収に関する業務の登録について（新規）	
	選挙人に関する業務の登録について（修正）	
	ホームページの運用・メールマガジンの発行	答申了承
	ホームページの運用に関する業務の外部結合について	
	区民センター図書室運営 / 図書等の貸出・利用の登録に関する業務の外部委託について	
	就労相談に関する業務の外部委託について	
	老人福祉システムに記録する個人情報項目について	
	画像レセプト情報管理システム開発に関する業務の登録について	
	画像レセプト情報管理システム開発に関する業務の目的外利用について	
	画像レセプト情報管理システム開発に関する業務の外部提供について	
	国民健康保険医療給付に関する業務の外部委託について（ 1 ）	
国民健康保険医療給付に関する業務の外部委託について（ 2 ）		
ひとり暮らし高齢者等安心ネットワークシステム事業に関する業務の登録について		
ひとり暮らし高齢者等安心ネットワークシステム事業に関する業務の外部委託について		
介護保険要介護認定に関する業務の外部委託について（ 1 ）		
介護保険要介護認定に関する業務の外部委託について（ 2 ）		
介護保険給付に関する業務の外部委託について		

ホームヘルプサービス利用者の負担軽減に関する業務の外部委託について	
ユースプロジェクトすぎなみ業務システムに記録する個人情報項目について	
保育園掲示物及び配布物作成システムに記録する個人情報項目について	
相談・指導実績記録システムに記録する個人情報項目について	
子どもと家庭に関する総合相談業務システムに記録する個人情報項目について	
児童青少年センターゆうカード登録システムに記録する個人情報項目について	
学童クラブおやつ代データ作成システムに記録する個人情報項目について	
区民健康診査に関する業務の目的外利用について（１）	
区民健康診査に関する業務の目的外利用について（２）	
雑居ビルの防火安全対策に係る連絡調整に関する業務に記録する個人情報項目について	
建築確認に関する業務の外部委託について	
環境情報館利用団体登録に関する業務の外部委託について	
環境情報館図書類貸出／消費者センター図書・資料貸出に関する業務の外部委託について	
集団回収に関する業務の外部委託について	
選挙投票管理システムに記録する個人情報項目について	
杉並区立学校教務事務処理システムに記録する個人情報項目について	
区の個人情報保護制度の基本的あり方と杉並区個人情報保護条例において改正すべき事項について	継続審議

開会	
会 長	開会のあいさつ
区長室長	本日、欠席の連絡がありました委員は青山委員 1 名ですが、佐々木浩委員が 1 時間ほど遅れて出席という連絡が入っていますので、よろしく願います。
会 長	議題に入ります。最初に第 3 回と第 4 回の議事録の確定をしたいと思います。ご意見等がございましたら承りたいと思います。最初に第 3 回から願います。
委 員	18 頁のいちばん下のところで、諮問が過去に 2 回あったという説明がありますが、これは諮問ではなくて報告だったと前任の委員から聞いています。
会 長	資料 1 の 18 頁ですね。
区長室副参事	そうです。報告です。
会 長	では訂正をお願いします。
委 員	19 頁、説明で 960 時間とありますが、96 時間ではないのでしょうか。
会 長	「諮問」を「報告」と直し、「960 時間」を「96 時間」に訂正することで、第 3 回の会議録はほかにございますか。なければ確定ということにします。第 4 回の会議録について、いかがですか。特にございませんか。
委 員	今回、第 3 回と第 4 回と両方をひっくり返して見ていたら、何分にも大分前のことですので記憶も定かではありませんし、これは記名で意見を言った者がわかるようにしていただくことはできないのでしょうか。もしそれが無理でしたら、A、B、C と誰がどういう意見を言って、次のときにこう言ったという流れが見えるような、そういう書き方をしていただけないかなと思います。いかがですか。
会 長	委員会発足のときに、どうするかを諮って、今回も従来どおりでよろしいということだったのです。流れがわかりやすいという点ではそうかもしれないですけれども、A、B、C と人が違っていることがわかればいいということですね。いかがですか。
区長室副参事	技術的にはテープ起こしをしてまとめますので、可能ではないかと思いますが、一応、区の内規と言いますか取扱いがありまして、第 1 回の審議会でもご説明申し上げたとおり、委員の皆さんについては「委員」ということで議事録を作成させていただいて、行政側のほうは職名を記載するというところで統一してこれまで行ってまいりましたが、皆さん方のご意見で区別するというのであれば、それはそれで技術的には可能です。
会 長	それでも構わないということですか。
区長室副参事	内規と言いますか、内部の取扱いですので、この審議会が特別にそういうやり方をするというのであれば、それは構いませんけれども、これまではずっとそういうやり方でやってきました。特定されるといろいろ支障と言いますか、自由なご発言ができなくなるのではないかとということもありましたので、そういう取扱いをしてまいりました。
区長室長	例えば A、B、C としたとしても A の方ばかりとか、ある特定の人ばかりが言っているのではないかとか、それによって判断されますので、そういったところで、いわゆる会議録で皆さん方が、こういったことが審議されたということがお分かりになるということでしたら、現行のような形で十分ではないかと思うわけですが、その辺は皆さん方でご議論していただければと思います。
委 員	特に名前を付けなくても、会議に出ていれば会議の流れというのはわかるわけです。個人的に誰がどうこう言ったということよりも、全体の流れの中で大体の意見というのはわかるわけです。私は他の委員会にも出ています

	が、大体、区役所の内規と言いますか規定どおり、皆さん承認して名前は入れないということをやっていますし、そのほうが後々、自由意見ということを考えれば、無理に名前を入れる必要はないだろうと私は思います。
会 長	他にございますか。では現行どおりということでもう少しやってみて、支障が出ればA、B、C等々も考えてみるということで、今日は終わりにしたいと思いますが、よろしいですか。
委 員	第4回ですが、私は欠席しているのですが出席のところに入っています。
区長室副参事	申し訳ありません。訂正させていただきます。
会 長	他にございますか。なければ第4回会議録も確定ということにします。次に諮問・報告事項の審議に入りたいと思います。今日は案件がたくさんありますので、ご協力をお願いします。
区長室長	報告・諮問事項の朗読
(会長へ諮問文の手渡し)	
報告第31号、諮問第50号、報告第32号、諮問第51号、諮問第52号	
会 長	初めに報告31号、報告32号、諮問50号、51号、52号は関連していますので、一括して事務局から説明をお願いします。
情報システム課長	報告31号について説明
政策経営部副参事	諮問50号について説明
区長室副参事	報告32号、諮問51号、諮問52号について説明
会 長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ございますか。ご意見、ご質問がないようですので、諮問50号から諮問52号まで決定とし、報告31号と報告32号は報告を受けたということにします。
報告第33号、報告第34号、報告第35号、報告第36号、諮問第53号	
会 長	次に報告33号、34号、35号、36号、諮問53号が関連していますので、一括して説明をお願いします。
区長室副参事	報告33号、報告34号、報告35号、報告36号、諮問53号について説明
会 長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ございますか。
委 員	質問ですが、説明資料の6頁の報告35号の中で、事務事業の概要の「支援件数1件」とあります。これは何を指して1件と言っているのか、説明をお願いします。それから報告36号と諮問53号の関連で、個人情報の項目の内容の中の11です。「受賞・表彰」とありますが、実際に就労相談にあたって、こういう表彰内容とか受賞内容が必要なのかどうか、その2点を伺いたいと思います。
経済勤労課長	最初にビジネスプランコンテストですが、1件というのは、募集を行いまして、空き店舗を利用したいろいろなアイデアの審査を行って、いちばん優秀なプランに対して、区としては開設の援助をするということです。
委 員	それは事業年度ごとというか、今年度限りですか。
経済勤労課長	16年度です。それと就労相談ですが、いろいろな方が相談に来ますので、若い人から高齢者まで対象となります。そういう相談を受ける場合に、その人のいろいろな経歴とか得意な分野とかありますので、何らかの賞をもらっているとかは就職の際には売りになりますから、そういうことも含めて収集するという事です。
委 員	わかりました。
会 長	ほかにごございますか。
委 員	この空き店舗ですが、これは空き店舗全部の情報なのか、それとも、この事業を例えばNPOがここでやりたいという空き店舗の情報だけなのか、この空き店舗の情報の範囲というのはどうなっているのですか。
経済勤労課長	いまのところ空き店舗の定義自体が、もう5年も空いているのを空き店舗と言うか、極端に言えば昨日閉まった所を空き店舗と言うかの問題がありますが、いま要綱を検討していますので、3カ月がふさわしいか半年がいいか、いま検討中です。
委 員	そういうことでなくて、この場所を使いたいという空き店舗の情報なの

	か、例えばAという法人がここを使いたいという情報なのか、それとも空き店舗全部の情報なのか。
経済勤労課長	特定の空き店舗です。
委 員	わかりました。
委 員	報告の34号と35号、いまの質問の関連事項ですが、個人情報の記録の内容が報告34号でいくと11、報告35号で言うと10に「事業の内容」というのがありますが、これは将来的に事業の内容を選別すると、良いとか悪いとか、ふさわしいとか、ふさわしくないとか、そういうことのための基礎資料として記載しているのか。その辺をお願いします。
経済勤労課長	34号は利子補助で、こちらは金融機関で審査をして融資の決定をする。そういう決定した所を対象にして、区も利子を半額なら半額補助するというものです。あくまでも金融機関のほうで最終決定というか、そういうことです。もう一方の空き店舗の活用で区が補助するというのは、あくまでも金融機関とは関係なく、区でそういう地域貢献とか、ある事業、NPO等も含めて、そういうところへ補助するというようなことです。
委 員	一応、選別するというのも前提と考えているのですか。例えば極端に言うと、要するに風俗店をやりたいとか、あるいはスーパーをやりたいとか、そういったための基礎資料になるのかということです。
経済勤労課長	あくまでも空き店舗を活用して、区のお金を出資するわけですので、それなりの事業を行う所に出資するということです。
委 員	よくわかりました。
委 員	いまの報告35号ですが、利子を補給するのに銀行が先に審査して、通ったものを対象にするということですか。
経済勤労課長	そうです。
委 員	そうすると、その次にさらに「審査員」と書いてありますね。例えば報告35号、それから33号とか。ここの審査員というのはどういう人がなるのですか。
経済勤労課長	最初の空き店舗活用補助事業という報告33号は、申込みがあった場合に区で審査して決定する。報告34号は、金融機関で融資が決定した所に対して区が利子の補助をするということで、こちらは審査会はありません。
委 員	33号の審査員というのは、どういう人がなるのですか。
経済勤労課長	例えば中小企業診断士などです。
委 員	わかりました。
会 長	ほかにございますか。ないようですので、諮問53号は決定とし、報告33号から36号までは報告を受けたということにしたいと思います。
諮問第54号、諮問第55号、諮問第56号、諮問第57号、諮問第58号、諮問第59号	
会 長	次に諮問54号、55号、56号、57号、58号、59号まで一括して、事務局から説明をお願いします。
情報システム課長	諮問54号について説明
区長室副参事	諮問55号、諮問56号、諮問57号、諮問58号諮問59号について説明
会 長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございますか。
委 員	資料9頁で「国保連」というのが出てきますが、諮問55号に関連しますが、ここでも、ここで直接業務をやるのですか。それともどこか下請に出す組織なのでしょうか。
国民健康保険課長	システム開発については国保連が行うということで、実際にシステム運用については、例えば修正とかをする場合は企業に委託している部分がありますので、そういうところのシステムエンジニアの力も借りて開発するということです。
委 員	その場合は、その企業から情報が流れて行かないように防止する手立ては何か打ってあるのですか。
国民健康保険課長	これは具体的には、小型の電算機を区の私どもの課の中に設置して、具体的な開発に当たるスタッフは、すべて区の中に詰めて開発を行うことになっ

	<p>ていますので、当然、職員がすべて立ち会うという形を取っています。ですから、記録の漏洩等については当然できないような形でのチェックを図ります。</p>
会 長	<p>ほかにございますか。</p>
委 員	<p>資料 9 頁の中ごろの注 1 で、診療報酬明細書の他に「柔道整復施術療養費」とありますね。確か接骨医院関係というのは保険適用外の業務だと思ったのですが、あえて柔道を入れたのは何か意図があつてのことですか。例えば他に合気道だとか薙刀とかいっぱいありますね。柔道関連というか武術関係のものを考慮に入れないで、柔道だけ入れたのは何か意図があつてということですか。</p>
国民健康保険課長	<p>これについては国あるいは都の取扱いで、柔道整復師のところで施術を受けた患者さんの施術料については、医療のレセプトと同じく直接、保険者のほうに請求できるという取扱いになっています。そういう関係でこの柔道整復施術という形で限定されているわけです。</p>
委 員	<p>例えば合気道とか何かありますよね。それはこの明細書に含まれるという考えでいいわけですか。</p>
国民健康保険課長	<p>これは名称自体が従来から、すべて柔道整復師という言い方をしています。合気道とか他の武道というのは一切これには関係していませんので、長い伝統の中で柔道整復あるいは柔道接骨師という言い方でできているわけです。</p>
委 員	<p>わかりました。</p>
委 員	<p>資料 10 頁で、封入封緘機の賃借期間が満了するために、作業を国民健康保険連合会に委託することにしたというのがあります。賃借期間が満了したら再契約したらどうなのかなと思いますけれども、再契約しないで国保連に委託することになった理由をお聞きしたいと思います。それと、同じく資料 11 頁で、1 年分の診療明細書の保管を外部委託するとありますが、これはどのくらいの分量になるのか、興味があるのでお聞きしたいと思います。</p>
情報システム課長	<p>封入封緘機の再契約の問題ですが、封入封緘機についてはほぼ 10 年以上、自区内で私どものシステム課が打ち出した、例えば納付書とか、あるいは通知書について封入封緘をやっていました。大変大きな機械であるということ。もう 1 つには毎年、相当の経費を費やして、職員がそこにつきっきりになって、例えばいま対象になっている国民健康保険等については、1 週間、2 週間の単位でそういった作業を行っています。このため、十分なセキュリティ対策を講じる中で、そのような作業についてはできる限り外部に委託していこうということの一環で、今回は国保連に委託するものです。</p>
国民健康保険課長	<p>2 点目の質問ですが、ただいまの 11 頁の事務事業の概要というのが中段にあります。そこに過去 5 年間の診療報酬明細書が、どのくらい枚数になるかが件数で書かれています。こういう経緯で年々、数は増えています。現在は既に 160 万件で、15 年度は間違いなくこれに上乗せした数で、たぶん 160 万から 170 万近い枚数が出てくるだろうと推測されます。</p>
委 員	<p>これを段ボールの箱にすると、どのくらいですか。</p>
国民健康保険課長	<p>5 年分の保管は、地下の文書の倉庫と、青梅街道を渡った都税事務所の裏側に杉並区の福利厚生施設がありますが、その地下の倉庫も全部使って、なおかつ満杯になる程度の量ですので、具体的なイメージがわかりませんが、箱数で言うとかかなりの量です。</p>
委 員	<p>画像レセプト情報管理システムに関してですが、モデル区は他にどういう区があるのか。また、関連してですが、テストデータでおやりになるのですが、テストデータの意味はここでは何を言っておられるのか。3 番目にセキュリティ、プライバシー保護についてどのような配慮がなされているか、その 3 点について質問します。</p>
国民健康保険課長	<p>1 点目ですが、国保連ではまだ正式に決定という形ではありません。23 区では杉並区のみです。あと多摩のほうで 2 市ほどモデルに選定したいという</p>

	<p>ことですが、具体的な名前はまだ聞いていません。</p> <p>あとデータについては、これはいわゆるレセプトの中の、いわゆる傷病名から始まって、被保険者の記号番号等が、まさにこのデータになるわけです。傷病名と診療報酬の点数といったものがデータの内容ということです。</p> <p>セキュリティの件については、これは私どもがモデル区になるにしても、当然、国保連との間では、個人情報保護についての厳しい覚書等も交わすことになっています。先ほどもお話したように、あくまで区の庁舎内で開発に当たる職員が従事するわけですから、当然、職員が常時立ち会って外への情報漏れがないよう、厳しくチェックをかけるといったことで、セキュリティを確保していくということです。</p>
委 員	<p>普通、テストデータというと、架空に作ってやる概念が一般的だと思いますが、これは実物データのサンプルを使ってという意味のように、いまの説明では承ったのですが、そういうふうに理解すればいいのですか。</p>
国民健康保険課長	<p>そのとおりです。実際あるデータで、もちろん個人名等は出さず、傷病名とかがわかる形で、現にあるデータで、要するに実際に動かす場合に円滑に進むように、現に存在するデータをサンプルにしていきたいという国保連の考えです。</p>
会 長	<p>ほかにございますか。</p>
委 員	<p>関連してですが、そのモデル事業は区のほうから手を挙げたのですか。それとも国保連から指定してきたのですか。</p>
国民健康保険課長	<p>実際のところ国保連のほうで、杉並区というのはいろいろな点で先進的に取り組んでいる区だということを買われて、どちらかという国保連から声をかけられたということです。</p>
委 員	<p>それはすごいのですが、その場合の費用負担はどうなっているのですか。</p>
国民健康保険課長	<p>モデル開発ということですので、費用は国保連がすべて負担することになっています。機器の設置費から回線使用料から、すべて国保連の負担だということで、私どもも乗るメリットがあるだろうということで手を挙げたということです。</p>
委 員	<p>諮問 59 号の個人情報の項目の 6 番で「精神障害の状況」というのがありますが、これはどうして必要なのかということと、委託先の民間業者というのは、どういう所を具体的に指すのかという点について、お聞きしておきたいと思います。</p>
国民健康保険課長	<p>これについては結局、診療報酬明細書自体の項目ということになっていますが、当然、各傷病という中では特にこの前の身体障害というのがありますが、これとも関連して精神障害というのは、例えばいろいろな疾患で当然、精神疾患等も含めた形がありますので、表記としては精神障害の状況となります。具体的に言えば傷病名とご理解いただければよろしいと思います。</p> <p>委託先の問題については、これは当然実績のある事業者を予定しております。現在のところ、例えば情報システム課などでデータ管理等で利用しているような事業者を選定していきたいということで、個人情報の保護がしっかりできる能力、実績を持つ所に委託するという考えです。</p>
委 員	<p>確認ですが、いまの話聞いていて、一応、過年度分の情報の保管を民間業者に委託するわけですよね。ということは、データ自身を保管してもらうように委託するのではなくて、データの入ったボックスか何かわかりませんが、中身の保管を委託するのではなくて、中身が入った箱とか梱包物を貸倉庫みたいな所に委託して、中身そのものは相手に見せないという形のものなのですね。</p>
国民健康保険課長	<p>全くそのとおりです。紙のレセプトでドキュメントファイルがありますが、それを丈夫な段ボール製のコンテナに詰めて、それを封印したものを保管してもらうという形です。</p>
委 員	<p>封印した形で持って来て、何年の何月分を持って来なさいというときに、中身を開けないでこちらに持って来るといったことですね。</p>

国民健康保険課長	そのとおりです。
委員	わかりました。
委員	意見ですけど、諮問 55 号の画像レセプト情報管理システムの開発にあたり是非入れていただきたいのは、職員が個々に検索した後、管理者が責任追跡ができるようなシステムづくり、専門的には責任追跡性などと最近言われていますが、そのようなシステムを組み込んで開発してもらいたい。かつて杉並の担当の方の国保連合会の説明は、大抵、課一本でICカード、パスワードを作って、課長が管理していますから大丈夫だというような説明でしたが、現代はそのような管理方法では対応できない時代になってきていますので、幸いにしてモデル区ですから、立派な責任追跡性の確保ができるシステムづくりを働きかけて、やっていただきたいなと思います。
会長	ほかにございますか。ないようですので、諮問 54 号、55 号、56 号、57 号、58 号、59 号は決定とします。
報告第 37 号、諮問第 60 号、諮問第 61 号	
会長	次に報告 37 号、諮問 60 号、61 号について一括して事務局から説明をお願いします。
区長室副参事	報告 37 号、諮問 60 号、諮問 61 号について説明
会長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ございますか。
委員	19 頁の諮問 60 号です。「対象となる個人」というところが「介護を要する高齢者」となっていますが、この名簿の抽出方法について、例えばケア 24 に関わっている方とか、介護の認定を受けている方の中から選ばれるのかどうかを教えていただきたいのと、「(仮称)ひとり暮らし高齢者等安心ネットワークシステム事業に関する業務」とありますが、この「等」というのはどういうことであるか教えていただきたいと思います。
高齢者在宅サービス課長	1 点目の対象者ですが、これは地域の方々が気になった高齢者とか、ひとり暮らしの高齢者を見守っていただくことを基本にした事業ですので、普段、日常生活の中でそういった方を発見した場合に、その方を見守り、声かけをしていただくということが 1 つです。もう 1 つは、こういう制度ができますので、それを広く PR して高齢者本人から、そのような見守り活動のようなものをやってほしいという申し出があった場合を考えています。 ひとり暮らし高齢者等の「等」ですが、これは本当に一人世帯の場合もありますし、いわゆる高齢者のみの夫婦世帯、あるいは家族の方と同居していたとしても日昼独居と言いますが、昼間、家族の方が働きに行って 1 人だけの時間が長いという方も、一応、対象に考えているところです。
委員	61 号の民間事業者の委託先の問題ですが、私たち障害者のほうもかなり高齢化しているので、是非、こういう「安心ネットワーク」というものがあるといいなと思っているのですが、近ごろ新聞でも問題になっているヘルパーとか、そういう関係、支援者である人が高齢者とか弱い人を騙してというのがあるので、この協力員とか協力機関を育てる民間事業者については、絶対に安心できるような所をお願いしたい。お願いみたいな形になりますけれども、民間事業者が育てた者が、ひとり暮らしの安心ネットワークを支えていくことになるので、その人たちが信用できるためには、それを養成する民間事業者が非常に重要になると思いますので、その選定というか、委託先を選ぶときに注意していただきたいなと思います。要望になります。
委員	質問です。諮問 60 号に「安心ネットワークシステム」と書いてあり、システムの説明がないのですが、例えば人と人とのネットワークなのか、あるいは IT ネットワークを使ってやるネットワークなのか、もしおわかりだったら概要だけ簡単に説明していただきたいと思います。

高齢者在宅サービス課長	<p>この仕組みですが、これは人と人とのネットワークということを考えています。</p> <p>高齢者を巡る近所の例えば商店会自治会とか、あるいは、いわゆる旧老人クラブで杉並では「いきいきクラブ」と言っていますが、そういった方々の中で、こういった活動をしていただけるような方々を募集するということが、まず念頭にあります。それから民生委員の方々に、その中間に立っていただいて、こういったシステムがスムーズにいくような役割を果たしていただきたいなと思っています。</p> <p>また、いわゆる東京電力とか東京ガスとか電気やガスの検針をされているような方々が、そういった高齢者の方々のご自宅を訪問しますので、そういった業務の中で声かけとか見守り活動といったことも、やっていただきたいということで今後、要請していくということで、いわゆる、あくまでも人と人とのつながりを大切にしていこうとするシステムでございます。</p>
委員	わかりました。
委員	<p>諮問 61 号ですが、この「(仮称)ひとり暮らし高齢者安心ネットワークシステム」は、来年度から初めてスタートする事業だと思いましたが、それだけに非常に注目されるし、私たちも高齢者問題というのは非常にこれから大事なので、こういったシステムにいろいろ協力していくことは大事だと思っています。それだからこそ民間の事業者に委託するという形でなくて、まず区が自分でやってみて、その結果を見て、大丈夫な場合に民間事業者に委託するという形でなくて、最初から民間事業者に委託という形を取る理由というのですか、そこら辺がもし説明があればお願いしたいと思います。</p>
高齢者在宅サービス課長	<p>なぜ民間事業者に委託するかですが、この委託をしようとしている事業者というのが、いわゆる在宅介護支援センターで、ケア 24 と申しますが、これは現在、杉並区内に 15 か所あります。このケア 24 は、母体となっている所が医療法人であったり社会福祉法人であったり、いわゆる高齢者福祉あるいは介護といったものの専門家が常駐していることが前提になっています。</p> <p>このため、高齢者の方々の情報が、こういったケア 24 に集まることにより、保健福祉関連の高齢者の方々への福祉サービスに、適切につないでいくことができるということが、まず前提になっていますので、このケア 24 に委託することを考えているところです。また、これは補助金が実は東京都から出ますので、その補助金のシステムそのものが、こういった在宅介護支援センターに委託することが、前提になっている形になっています。</p>
会長	ほかにごありますか。
委員	<p>報告 37 号で記録の内容ですが、6 番とか 11 番を含めて、例えば「親族等」というように「等」という言葉が 4 つか 5 つぐらい入っていますけれども、これはどういう範囲を記録することになるのか。「治療等」とか「入院等」とか幾つかありますけれども、どういうことを意味するのか示していただければと思います。</p>
高齢者在宅サービス課長	<p>例えば「親族等」というのは、一緒に暮らしているご家族のほか、近隣に障害をお持ちの方を支援するご兄弟がいるかどうかとか、そういうようなところを教えていただくというところです。</p>
委員	<p>聞いている中身は、いまのようなことでもいいのですが、できるだけ記録する内容を明確にしておく必要があるのではないかと考えています。「等」という言葉を使っているの、その範囲が非常に広がって、実際に我々第三者が見たときに、どういう記録の内容なのか、どの範囲なのかが分からなくなるようなことがあってはいけないのではないかと、そんな思いがあるわけです。こういう「等」という言葉で表現しなければいけないような項目なのかもしれませんが、その辺の中身をもう少し厳格に、どの辺のことまでなのか、ほかのところについても示していただければありがたいなと思っています。</p>
委員	関連ですが、やはり「等」という言葉は非常に曖昧な言葉になりますし、

	<p>データ上も不明確になると思います。例えば6の項目で言えば「親族及び支援者」とか、あるいは「成年後見人」とか、そういう直接に載せられるような名称のものがあるわけですから、いま言われたように、例えば11番の「税額等」の「等」も同じですが、データとして記録する場合には、もっと明確にすべきではないかと私は思います。</p>
区長室副参事	<p>表現のことについてお尋ねがありました。毎回、おそらくご質問いただいているかと思えます。この個人情報の記録の内容につきましては、例えば16条の諮問の項目と違ひまして、こちらはある程度同じような性質のものを1つにまとめて、それで記録の内容ということで登録簿に記載しています。実は登録簿の登録の様式が、こういう形で項目が既にこちらのほうで用意していますので、どうしてもこういう表現になってしまいます。それは毎回、ご指摘をいただいていますので徐々ではあります。記録の内容ではなくて具体的な項目に、登録簿の内容も変えていきつつありますけれども、このように項目が多くなりますと、どうしても「等」という言葉を使った形になります。</p> <p>一般的な表現というか、そういう内容でカテゴライズしてしまっているところがあって、これは昭和62年に、この制度ができて登録簿ができてから、ずっとこういうやり方でやってきて、最近、徐々に変えつつありますが現状はそういった状況にありますので、できるだけこれからは内容ではなくて、具体的な項目でお示しをしてみたいと考えています。</p>
委員	<p>登録簿そのもののサンプルではないけれども、こういうものだと見せてもらえば、すぐわかるので、むしろそれを資料に出していただければ一目瞭然でわかります。</p>
区長室副参事	<p>これは報告や諮問用に、登録簿の内容を作り替えています。</p>
委員	<p>それを見ればわかります。</p>
区長室副参事	<p>そうですね。</p>
委員	<p>是非、そういうふうにしていただきたい。</p>
区長室副参事	<p>承知しました。</p>
委員	<p>なぜ「親族等」というものをここに載せているのかというのは、何かがあったときに連絡するような場合に必要だということで、そういう意味で通常、連絡を受けるのは親族だろうと。だけど親族でなくても、何かあったときにそういう連絡先というものがあるだろうと、そういう趣旨で、簡単に言えば連絡先、ただし代表的なものは親族であるというようなことから、そういう言葉になってきているのではないですか。私はそう理解して、別に親族等というのをおかしいとも思わないのです。そういう連絡先ですよと、あるいは面倒を見ている人ですよと。</p>
委員	<p>「等」という言葉にプラス面とマイナス面とあると思います。例えば障害者関係で言うと、全身性の障害者に対しては「脳性麻痺者等全身性障害者に対する助成金」みたいな形とか、脳性麻痺者で脳性麻痺が原因でなくても、同じような障害の状態をもった人に対しては、同じような助成をやるというシステムを昔、東京都で作ったのです。最初、東京都は脳性麻痺者だけだということで、文書にもこう書いてあるのだから、同じような障害を持って、同じような状態にいる人に対しては出さないという形でしたが、それを何とか交渉の中で出して行って、では「等」を付けましょうということで、そういう同じ助成が必要な障害者に対して助成を認めてくれたという、そういう面での「等」ということで、ファジーな部分で救済しましょうという面があるのです。</p> <p>ただし、データ管理的な面から言うと皆さんがおっしゃっているように、やはりきちっとしたものをやらないと、不必要なデータが載せられてしまう心配がある。だからプラスマイナスの面があって難しいのではないかと。私はファジー的な面はあったほうがいい。役所がこれこれと限定してしまうとその他のものが認められなくなってしまうという心配があるので、この「等」</p>

	<p>というのは好きというか、いろいろ申請をするときなどについても、この「等」があることによって救われる部分というのが、たくさんあるのではないかと考えています。</p>
委員	<p>以前から「等」の問題でいろいろあるというのは、確かにいろいろあったと思います。あるからこそまた出てくるので、その辺はしつこくというか、報告 37 号で言うとしびやな個々人の情報なわけですから、必要最低限のデータを記録して、それでやるということが必要だと思います。その辺、具体的に記録簿はこうなっているというのが資料で出してくれば、それでわかるというか、言っているのはその辺のことで、いま言われているような意見についても、それは分かりますけれども、この場合はそういうのとはちょっと違って、具体的な中身がよりしびやな個人情報ですので、わかるような形で管理することの必要性から言うと、どういう範囲かを示してもらう必要があるということでお聞きしています。いろいろ意見が出ていますので、今後、その辺を活かしながら提示していただければ、それで結構です。</p>
会長	<p>事務局のほうで今後、そういう方向でやるという意見だったので、そのように努力していただくということで、「等」の問題はこのくらいにしたいと思いますが、ほかにございますか。</p>
委員	<p>諮問 60 号ですが、安心ネットワークシステム事業については、現段階では対象を大体何人ぐらいと考えておられるのですか。</p>
高齢者在宅サービス課長	<p>高齢者を数的に言いますと、区内に 9 万人ぐらい 65 歳以上の高齢者がいらっしゃるんですが、その中で先ほど申しましたような対象者となると、3 万 7,000 人ぐらいと推計しています。日中独居の方とか、高齢者だけで構成される世帯というようなことも考えると、その程度はいるのではないかと考えています。ただ、元気な方もいらっしゃいます。</p>
委員	<p>先ほど、人と人とのネットワークというお話があって、商店街とか「いきいきクラブ」とか、そういう人が情報を集めるということがありますよね。情報を集めて、民間の事業者に委託された、その秘密は保持されると思いますが、委託する以前の段階で、あそこにはこういう人がいる、ああいう人がいるということが漏れてしまうとか、私は隠したいところがあるのに、そこにはこういう人がいるということがわかってしまうとか、ガスの検針員の人は大丈夫だと思いますが、いろいろな人の噂話とか、それはどういうふうにして、その方の秘密を守ることが可能なかどうか、お伺いしたいのです。</p>
高齢者在宅サービス課長	<p>いまの件ですが、当然、こういったあんしん協力員になっていただくときには、ご本人からの同意書と言いますが、目的外には一切使用しないということを、まず署名、捺印等をしていただくということを考えています。</p> <p>そのほかに、定期的にこういった方々に対する研修など、先ほど言ったケア 24 などを中心になって、区なども入り、秘密の漏洩等を防ぐ手段について、定期的な研修あるいは検討会等も行っていくということで、意識を高めていくことをやっていきたいと考えています。</p>
委員	<p>それは分かるのですが、情報の収集をするときに、あそこにはこういう人がいるよと、委託された人以外の人の情報は収集しないと。そういうことがわからない面があるのではないのでしょうか。全員にそういうことを徹底することは不可能だと思います。</p>
高齢者在宅サービス課長	<p>ひとつには、ひとり暮らしの高齢者の方で閉じこもりなどになっていらっしゃる方を、それこそこちら側から出かけて行って発掘して、それで適切な福祉サービスにつなげていくことも考えられるのです。ただ、非常に難しいところもあって、高齢者のご本人にとっては、あまり他人にずかずか入って来てもらいたくないというの、一方にあるのではないかとということで、こういったあんしん協力員には、わざわざそうやって出かけて行くよりも、自然な形で、こういった方を発見できるような場合についてやってくださいと、できる範囲でやってくださいということで、お願いしていくことを基本</p>

	に考えているつもりです。
委 員	積極的には、そういう人たちを探す方法は取らないということですね。
高齢者在宅サービス課長	昔、敬老金のようなものを区からお支払いしていたときに、リストがあって1軒1軒行くということがありましたが、それに似たようなことはやらないと、自然な形でやっていくということを基本に考えています。
委 員	個人情報に絶対守られると。
高齢者在宅サービス課長	守られるように、そういった形で本人同意も取りますし、意識を高めるような研修についても十分にやっていくつもりです。
委 員	守られないような気がするというか、区がそういうことをやると、そういう人たちというのは、必ず秘密を守るという人がそういう役職に就けばいいけど、全員がそういう立場になるとは私はとても信じられない。そして噂話でこうなって、家族の人が嫌がる情報が外に漏れる場合というのはあると思うのです。本人は漏れてもいいような場合があるかもしれませんが、そういうときにどうやって対処するのか。いきいきクラブの人が秘密を漏らしたときに、何か怒られるとか罰則とかいうのはあるのでしょうか。
高齢者在宅サービス課長	高齢者本人の情報を得て、それを例えばケア 24 などにつなぐという場合についても、あくまでも高齢者本人の同意を取ることを前提にしていますし、その辺は厳格に守っていただくように、こちらからも研修で繰り返しお願いしていこうと考えています。
委 員	<p>先ほど杉並区内で、ひとり又は高齢者のみで生活している方の数が大変に多いと、そちらのほうで驚いておられましたが、孤独死というのも大変増えています。私は民生委員をしています、本当にひとりで亡くなってしまっているということ、あちらこちらで発見しているのです。この制度というのは絶対に進めたいなという感じがするのです。結局、みんなで支えていくと。そして個人情報が漏れるとか何とかが嫌だというのだったら、これはもう大変偏屈な話になって、みんなで支える以上は多少のことを皆が理解して、そして1人の人がしっかりと守るのではなくて、先ほどおっしゃっていましたが電気の検針の方とか、そこをお訪ねするいろいろな方が、ここの方は皆で見る方だというふうに認識して、そして守っていくということで救うことができたなら、本当に杉並区も素晴らしいなという感じがします。</p> <p>情報が漏れるからこういうことはやめて、孤独死も仕方がないだろうと思ってしまうと大変お気の毒なことです。ご家族のほうにも私ども民生委員は、どうしてここに1人で置いておかれますかということも伺うのですが、これは仕方がないことなんだというふうにご家族はおっしゃいますよね。ですから、その辺のところも、ご家族がひどいことをするのではないかと思われるのだったら、では、ここでひとりで亡くなられても、孤独死をなさっても仕方がないんですかということになるので、その辺のところは地域でも民生委員等が中心になって、そしてよくお話し合いを重ねた上で、みんなでこの方を守りたいということであつたら、こういう方法というのは多少情報が漏れても、それは皆で守るのだったら仕方がないという気がします。</p>
委 員	私は絶対漏らすなということでは言っているわけではなくて、こういうときに噂話をしたとか、困っている人を探し出した人が、何かの形でそのことを言ったときに、その人が怒られることがないように、私もいまのご意見と一緒に、個人情報、個人情報と言ってあまり縛らないほうがいいと思って、あえてお伺いしたわけです。
会 長	確かに、いろいろとこの問題はあります。先ほどから聞いていると、3万7,000人の1人だと私は思うのですが、具合悪くした場合にどうやっていくかというのは非常に難しい問題です。しかもプライバシーを守っていくというのは難しいかと思えます。審議会としては、それをどうするかというのは審議会の枠を離れてしまうことでもあると思えます。項目についてのご審議をお願いしているわけなので、この辺でほかになければ、よろし

	いですか。
会 長	それでは、諮問 60 号、61 号は決定とし、報告 37 号は報告を受けたことにします。
	諮問第 62 号、諮問第 63 号、諮問第 64 号、諮問第 65 号
会 長	次に諮問 62 号、63 号、64 号、65 号についてお願いします。
区長室副参事	諮問 62 号、諮問 63 号、諮問 64 号諮問 65 号について説明
会 長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんか。
委 員	諮問 62 号ですが、委託した事業者が作業をやる場所はどこですか。
介護保険課長	作業を行っていただく場所については、区の庁舎内と考えています。
委 員	わかりました。
会 長	ほかにございますか。ないようですので、諮問 62 号、63 号、64 号、65 号は決定とします。ここで休憩とします。
	(休憩)
会 長	再開いたします。
	諮問第 66 号、報告第 38 号、諮問第 67 号、報告第 39 号
会 長	では諮問 66 号、報告 38 号、諮問 67 号、報告 39 号について、一括して事務局から説明をお願いします。
情報システム課長	諮問 66 号について説明
区長室副参事	報告 38 号について説明
情報システム課長	諮問 67 号について説明
区長室副参事	報告 39 号について説明
会 長	ただいまのご説明についてご意見、ご質問等はございますか。
委 員	諮問 67 号で大体住所、氏名、性別とくるのですが、園児は別に要らないのですか。
保育課長	この記録ではそこまで求めておりません。
委 員	諮問 67 号に関してです。園だよりなどを作成・配布するために、映像を撮ったり、コンピューターに取り込んだりという処理をするということですが、この必要性がどうもいまひとつ理解できないのです。映像を保護者に見せるのが良いのか悪いのか、判断が付きかねますし、園児を映した映像が流出する危険はないのでしょうか。それについては、どう考えていらっしゃるのですか。また、これは防犯カメラとは別のもと考えていいのでしょうか。撮影をするのは保母ということになるのでしょうか。その保母への負担は、どのようなものなのでしょうか。
保育課長	まず園だよりの必要性ですが、保護者としては日常の保育の子どもの状態を非常に知りたいところです。その中では基本的に行事と連絡事項が主です。行事については、例えば 0 歳から入っている方もおりますし、途中の方もいるのですが、卒園時等にどういう活動をしたかという意味では、子どもの成長過程が非常にわかりますので、必要なものと考えております。ビデオについては主に映像のほうですが、園のほうで撮って、主に園内で保護者に映すもので、基本的に流出の危険はないものと考えております。
区長室長	防犯カメラとの関連ですが、全く関係ありません。いわゆるデジカメですから、普通のカメラがデジタルに変わって、皆さんがお使になっているものというように、ご理解いただければよろしいかと思います。
委 員	保母の方が撮影なさるのかどうか。
区長室長	主に保母です。
委 員	撮ったものは、いつまで保管しておくのですか。
保育課長	実際に撮ったものではなく印刷したものについては、例えば 10 年後、記録して保管する場合もあります。これからのことですので、例えば今の写真などが載っている卒園文集などは、できる限り保管しているものです。
委 員	ビデオのフィルムについては、まだ保管の年限は決めていないわけですか。
保育課長	ビデオのフィルムについては、具体的な保管はやっておりませんが、実際

	に0歳から入って5歳を過ぎて6年になると、もうその子たちはいなくなりますので、基本的には必要ないということです。
委員	では保管の年限については、これから考えて検討していくということでしょうか。
保育課長	そういうことです。
委員	意見です。念のためですが、写真は近年、肖像権やプライバシー保護の面から、さまざまな論議がなされておりますので、その面も踏まえて取扱いの検討をお願いしたいと思います。
会長	保管の年限や肖像権等々とのかわりもありますので、慎重に運んでいていただきたいと思います。諮問66号、67号についてほかにご意見がなければ、決定させていただきたいと思いますが、よろしいですか。
会長	それでは諮問66号、67号については決定とし、報告38号、39号は報告を受けたということにいたします。
報告第40号、諮問第68号、報告第41号	
会長	次に報告40号、41号、諮問68号についてお願いします。
区長室副参事	報告40号について説明
情報システム課長	諮問68号について説明
区長室副参事	報告41号について説明
会長	ただいまの説明についてご意見、ご質問はございますか。
委員	29頁の報告40号についてです。個人情報の記録の内容の項目のうち、10番に「婚姻・離婚の状況」というのがありますが、これを収集する必要はということなのでしょうか。なぜ収集する必要があるのかをお聞きしたいのです。また、こういう講座で教育した後の就職率と言いますか、就業の可能性は実際問題、どのくらいあるのかをお聞きしたいと思います。
福祉事務所長	まず「婚姻・離婚の状況」というのは、母子家庭自立支援教育訓練給付という事業になりますので、母子家庭であるかどうかの確認をする上で、相談の中でそういった項目が生じてくると思われれます。また、この事業をやった後の就職率ですが、新規の事業になりますので、経過はわかりませんが、教育訓練給付を受けた後、母子相談の中で就業や自立に向けても相談に乗っていく予定でありますので、ある程度の就職率は見込めると思っております。
委員	報告40号の個人情報の記録の内容の8に、「国籍・本籍」とありますが、要するにこれは外人か日本人かの区別なのか、外国籍であっても日本に帰化した状況をチェックするための国籍という意味なのか。あるいは日本人以外の帰化もしていない外国籍の母子家庭については対象外という意味での調査項目になっているのか、その辺をお聞きしたい。
福祉事務所長	この事業については、外国の方でも母子家庭であれば対象になりますので、相談の中で国籍等の記録が生じてくると思われれます。
委員	これは参考のためにお聞きしたいのです。受けるものによって違うのでしょうかけれど、指定教育訓練講座を受ける場合、受講期間はどのくらいの期間を考えておられますか。
福祉事務所長	実際にはとてもたくさん対象になる種類の講座がありまして、短いものは3カ月程度から、長いものは2年、3年になるものもあります。
委員	これは質問です。他の市で起きたケースですが、高齢者介護にかかわる給付で、担当者の両親が無資格であるにもかかわらず、口座をつくって銀行口座に振り込ませて、そのお金をギャンブルに使っていたというケースが、実際にあるのです。それは内部チェックシステムが不完全だったのだらうと思っておりますが、このケースももしかすると誠に性悪説で見ると、入り込む可能性もなきにしもあらずなのです。システムの運用について、そういう場合の内部チェックはどのように考えておられますか。
福祉事務所長	教育訓練給付については、その講座が終了したら、ちゃんと修了証を出していただき、そのご本人の口座に振り込むような形になります。
委員	それはそうですが、担当者が自分でやって自分で振り込んでしまうから、

	場合によると証明書がなくてもやってしまうかもしれないという質問なのです。これはほかの市であったケースですから、杉並があるとは言えないのですが、仮にそういうものがあつたら、そのチェックはどうするのですか。担当者が自分でどんどん振り込んでしまったら分かるのですか。
福祉事務所長	担当者本人の口座ということでしたら、もちろんどこかでチェックはできるはずだと思います。あくまでも修了証が出た方の口座に振り込むこととなりますので、そこで名前のチェックは分かると思います。
区長室長	行政内ではいろいろなケースが考えられますが、小さい市町村ですと、1人で全部完結的にできる場合があります。しかし杉並区の場合、福祉事務所などで福祉をやるケースでも、支出の決裁を取るのと実際に払う所はセクションを分けていて、全部決裁に基づいて支出されることになっていますし、自己検査等も行っていきますので、そういったことはないものと思います。仮にあつたら、それはもう厳正な処分になることは間違いありません。
委員	実際に起きたのは大きな市なのです。給付についてはいろいろ細かいので、これからも増えると思いますから、おっしゃったように業務を分けて、自然に内部チェックができるようにする。チェックのためのチェックではなく、業務を機能的に分けて、前の人がおかしなことをしたら、次の仕事ですぐに分かるように、業務分担のあり方をいつも配慮していただきたいと思います。これは意見ですので返事は要りません。
委員	参考のためにお聞きしたいのですが、指定教育訓練講座というのは、区で指定した場所で受ける講座を言うわけですか。
福祉事務所長	はい。多分、皆さんもご存じかと思われませんが、ハローワークで教育訓練講座というのをやっております。それは雇用保険に入っている方が対象になりますが、そちらと同じものを指定するような形になります。ハローワークで指定している講座と同じものになり、全部で 1,500 講座ほどあります。特に場所という形ではなく、通信教育やその場所に通学していくものなど、いくつかの形態があります。
委員	そうすると講座さえあれば、どういう所で受けようと構わない、あとは修了証書だけ持ってくれば、お金を払ってあげますということになるわけですか。
福祉事務所長	ハローワークの教育訓練講座は、そういった形のようなのですが、こちらの講座については自立支援を目指しておりますので、あくまでも相談の中でそれが自立支援に結び付く講座であるかどうかという審査をして、それがご本人の自立に結び付くだろうということで審査が通ったら、その講座をご本人に受けていただくという形になります。
委員	どこで受けても構わないということですね。
福祉事務所長	場所などは、どこで受けても大丈夫です。
会長	ほかにございますか。
会長	それでは諮問 68 号は決定とし、報告 40 号、41 号は報告を受けたことにいたします。
諮問第 69 号、報告第 42 号、諮問第 70 号、報告第 43 号、諮問第 71 号、報告第 44 号	
会長	次に諮問 69 号、70 号、71 号、報告 42 号、43 号、44 号についてお願いします。
情報システム課長	諮問 69 号について説明
区長室副参事	報告 42 号について説明
情報システム課長	諮問 70 号について説明
区長室副参事	報告 43 号について説明
情報システム課長	諮問 71 号について説明
区長室副参事	報告 44 号について説明
会長	ただいまの説明についてご意見、ご質問はございますか。
委員	ゆうカードが便利になることはいいことですが、不携帯や忘れていた者が非常に多いということで、そんなに忘れていた者が多いのか。それと忘れた

	ら忘れてで、不携帯はいけませんということで、ちゃんと注意をして発行しているのか。もし安易に発行しているのなら、子どものためにはよくないと思うのです。
児童青少年センター所長	確かに不携帯や忘れてというケースが非常に多いわけです。
委員	件数はどのぐらいですか。
児童青少年センター所長	頻度として何件ぐらいあるかは、具体的にはつかんでいないのですが、うっかり忘れてなどは非常に多いのです。確かにこうした施設を利用するときには必ず必要とされるカードを持ってこないのは、好ましいことではないし、その都度発行するというのは手間がかかってしまいますので、それについてはその都度、注意を喚起しているところです。一応紛失については3回まで、忘れてという理由については5回までという内部ルールを決めて、注意を喚起しているところですが、どうしてもこれに近づいてしまうケースが多いのです。
委員	わかりました。
委員	諮問 71 号の資料 29 頁の 5、「セキュリティ対策」で、「ファイルには担当者以外は見られないようにアクセス制御をかける」とありますが、この担当者というのは区の方なのか、金融機関の担当者の方なのかをお聞きしたいと思います。またアクセス制御というのは、金融機関にまで及ぶのかどうか。
児童青少年センター所長	このアクセス権の設定は、学童クラブの担当者ということですが、これは郵便局のケースですが、あくまでも内部の職員のアクセス権です。
委員	では金融機関に対しては、何の制限もかからないのですか。
児童青少年センター所長	記録した内容はフロッピーディスクに落としますので、それを金融機関のほうの担当者が処理することについては、アクセス権の問題ではなく、向こうの業務処理をしていただくこととなります。後は金融機関の中で管理するという形になります。フロッピーディスクについては、基本的に戻すような形になります。
会長	ほかにございますか。ないようですので、諮問 69 号、70 号、71 号は決定とし、報告 42 号、43 号、44 号は報告を受けたことにいたします。
	諮問第 72 号、諮問第 73 号、諮問第 74 号、報告第 45 号、報告第 46 号、諮問第 75 号
会長	それでは諮問 72 号、73 号、74 号、報告 45 号、46 号、諮問 75 号まで、一括して事務局から説明をお願いします。
区長室副参事	諮問 72 号、諮問 73 について説明
情報システム課長	諮問 74 号について説明
区長室副参事	報告 45 号、報告 46 号、諮問 75 号について説明
会長	ただいまの説明についてご質問、ご意見はございますか。
委員	報告 46 号についてです。「個人情報の記録の内容」の欄で、現在の内容として 1 から 15 までありますが、どうしてこんなに情報がストックされているのかという疑問があるのでお尋ねいたします。5 の「資産」や 12 の「職歴」、13 の「資格」、14 の「役職」、15 の「団体加入の有無等」を建築確認申請のときに書いたかしらと思うのですが、どうしてこのような情報がここにあるのか教えてください。
審査担当課長	建築確認の関係書類の中に記載されている事項を、ここに盛り込んだものです。これで見ますと、建築確認申請書のほかに、工事管理者届といった類いのものが一連でありますので、その中で列記した会社名なども当然入っております。そのような状況です。
委員	報告 46 号と諮問 75 号の関係ですが、もう建ってしまっているものですね。建築確認をするために航空写真を撮ったときに、それが建築基準法に違反しているとなった場合は、どういう扱いになるのですか。
審査担当課長	このたびの敷地の規制は、基準時にすでに規制値以下のものについてはオーケーですが、基準時以降のものについては分割できないという規制が働く

	<p>ものですから、基準時に撮影しておき、今後 10 年、15 年先に基準として運用していくという形になります。ですから、すでにある敷地については、規制はかからないということになります。</p>
委員	<p>これは宅地を細かく分けてしまって、家を建てることを制限しようという趣旨でしょ。どのぐらいのことを考えているわけですか。</p>
審査担当課長	<p>杉並区では主に建ぺい率 50%の地区においては、敷地面積 70 m²以上という規制になっております。</p>
委員	<p>これは何で制限するのですか。制限するのは条例でやるのですか。</p>
審査担当課長	<p>これは都市計画で決める事項になります。</p>
委員	<p>あまり制限してしまうと財産権の制限になって、問題になるのではないかと思うのです。</p>
審査担当課長	<p>まさにその辺が都市計画でも、十分議論されました。現在はミニ開発の要綱でやっているわけですが、そちらでも限界がありますし、過度な細分化は今後の杉並区にとって好ましくないという前提から、規制値についても現在の要綱の面積を横引きしたような形で導入したという経緯があります。</p>
委員	<p>雑居ビルの記録についてです。建築課、警察署、保健所、消防署が相互に連携しというご趣旨で、やり方としてはペーパーの台帳の重複管理を廃し、電算による一元管理をしていこうというのですが、これらの関係部署はネットワークでつながって、電算処理されたデータを見ることができるようになるのか、あるいは、とりあえず単独でパソコンの中に入れてバッチ処理するのか、そこら辺はどのような仕組みでしょうか。</p>
建築課長	<p>現在、風俗営業と飲食店営業施設のそれぞれの所管は、警察と保健所ですので、それぞれの所にいわゆる風俗営業の許可申請と、食品衛生の関係の許可申請が出た段階で、現在警察からは文書で通知をいただきます。区としてはその建物についての通知をいただいた段階で、現場に行ってみるということです。いつ来て、どういう建物があったとか、どういう業者がいるなどというのを、いまは紙の台帳で記録しているのですが、それをパソコン処理するというものです。食品衛生の関係でも、そういうやり方をしています。</p>
委員	<p>「電算機による一元管理を行い」という意味は、どういう意味なのでしょう。いまご説明がなかったように感じるのですが。</p>
建築課長	<p>ネットワークではありません。いま紙にあるシステムを入力処理します。いまは台帳を 2 つ作っております。1 つはいつ通知があつて、いつ決裁したかという、時系列的なものを作っております。もう 1 つは、建物ごとにそういう営業があるかどうかというのを作っております。それを 1 つにまとめて、パソコン上で処理をするというように考えております。</p>
委員	<p>諮問 73 号で聞き漏らしたような気がするのですが。この趣旨は「節目の健診」と言われているところで、平成 15 年度に比べると、来年度からは 4,000 件ぐらい少なくなるわけですが、現行は健診の機会に恵まれている人にも、通知を出していたということですか。</p>
健康推進課長	<p>ご指摘のとおりです。ただ、この受診者が実際にどういう状況でおられるのかという情報を、私どもは持っておりません。住民基本台帳から住所要件のある方を引き抜いてお送りするという形を取っておりますので、実際には重複して受診している方がおられます。要するに職域で受診され、なおかつ区民健診でも受ける方がおられますので、職域で受けられる資格のある方は区民健診からは外していこうというのが、今回の趣旨です。</p>
委員	<p>職域の場合でも、健康保険組合の種類によっては、いまの厳しい職場の状況の中では、なかなか受けにくい所もあるのではないのでしょうか。お知らせはそういう対象者も含めて、出しても構わないのではないかと思うのです。費用がかかりすぎるのですか。</p>
健康推進課長	<p>福利厚生の部分については、本来経営者の義務の範囲に入ってくるわけですが、したがって一般の方から見れば、そこまで区が救済するというのは非常に不合理であるわけです。当然経費もかかります。この財政状況の悪い中、</p>

	少しでも適正な執行に持っていきたいというのが、私ども保健所の考え方ですので、今回ご提案させていただいた次第です。
委員	差し支えなければ、どのくらい費用が削減できるのですか。
健康推進課長	実際にこの該当者がどのくらいいるかという部分は、現段階ではつかめません。その辺のところから、金額がはじき出せないのが実情です。
委員	平成 15 年度から比べると、来年度は 4,000 件くらい減るわけですから、例えば 4,000 件減るとどれくらいなのか。
健康推進課長	1 人当たりの区民健診単価を大まかに申し上げますと、大体 7,000～8,000 円程度ですので、その 4,000 人ということで計算していただくと、概ね 3,000 万円前後という数字になるかと思います。
会長	それでは諮問 72 号、73 号、74 号、75 号については決定、報告 45 号、46 号は報告を受けたことにいたします。
報告第 47 号、諮問第 76 号、報告第 48 号、諮問第 77 号、報告第 49 号、諮問第 78 号	
会長	次に諮問 76 号から 78 号までと、報告 47 号から 49 号までを、一括して説明をお願いします。
区長室副参事	報告 47 号、諮問 76 号、報告 48 号、諮問 77 号、報告 49 号、諮問 78 号について説明
会長	ただいまの説明についてご質問、ご意見等がございますか。特にございませんか。それでは諮問 76 号、77 号、78 号については決定し、報告 47 号、48 号、49 号は報告を受けたことにいたします。
諮問第 79 号、報告第 50 号、諮問第 80 号	
会長	次に諮問 79 号、諮問 80 号、報告 50 号について、一括して説明をお願いします。
情報システム課長	諮問 79 号について説明
区長室副参事	報告 50 号について説明
情報システム課長	諮問 80 号について説明
会長	ただいまの説明についてご質問、ご意見はございますか。
委員	諮問 80 号についてお尋ねします。このシステム入力をされているのが、教職員個人のように受け取れるのですが、例えば入力するのも、廃止に当たって処分する方も、個人でされるということになるのでしょうか。
学校運営課長	今回は、公費によるパソコンの設置ということで考えております。日々公費で設置されたパソコンを使って教務事業を行っているのは、教員個人々になりますので、そういった意味では個人々で管理をしていただくものです。
委員	公費で支給されたパソコンを使用するに当たって、データに対しての管理は誰がされるのでしょうか。
学校運営課長	それぞれの毎日の管理は、教職員個人々で行います。機種を替えたりすることによって廃止をしていくのであれば、学校長が取扱いの責任者になりますので、学校長が責任を持って行うという形で考えております。
委員	単純に考えてパソコンで管理をしている場合、例えばフロッピーなどに添付して、持出しも可能なわけです。個人情報の中には 10 の「緊急連絡先」というのがありますが、私個人で言わせていただければ、緊急連絡なので引取り訓練などに対応できるように、携帯の番号から職場の電話番号、又は祖父母に当たったり、代わりに引取りに行ってくださいの友だちの電話番号や住所まで記載しているわけです。それを教職員と校長先生に管理をお任せするというのは、保護者の側から言わせていただければ不安なのです。
学校運営課長	各小・中・養護学校では、成績等もいろいろな形で処理されていきますので、成績等の要保護情報、または委員がおっしゃったような保護すべき情報については、学校長が一元的に全体の管理を行うというように考えております。原則持出しは禁止とさせていただきます。 ただ先生方がいろいろな状況の中で、どうしても持ち帰って仕事をしなければいけないという状況については、校長が個別に中身を当たり、その都度許可を出すという形で考えております。

委員	ただ、そういうように持出しが可能になればなるほど、あまり細かい情報までは、ここに入力しないほうがいいのではないのでしょうか。ご存じのとおり、子どもに関する情報には市場があって、かなり高値で売買されているのです。そこら辺の関係もあってPTAのほうでも、学校の中でクラス名簿などの作成も中止している学校がほとんどなので、こういう形でここまでの情報を入力する必要はないのではないのでしょうか。疑問を持ちます。
学校運営課長	いままでの私有パソコンでは、こういったことはなかったのですが、今回、緊急連絡先という形で項目として載せておりますのは、現在学校が置かれている状況の中で、危機管理という問題が非常に大きくクローズアップされてまいりました。その中で公費によるパソコンを設置したことを契機として、危機管理に対してこういう緊急連絡先をベースとして連絡網をつくり、何かあった場合、直ちに連絡が取れるような体制を構築し、システム的に対応できればいいのではないかという形で、項目として載せたわけです。
委員	そういうことであればあるほど、緊急対策用のパソコンと分けて使用をしていただければいいのではないかと思います。
学校運営課長	現在、緊急対策用のパソコンという形で、そのためのシステムを別の機械で組むということでは考えておりません。緊急連絡先について、委員のおっしゃる不安といったことは、私どもも十分理解できますので、その辺のところはシステムの内部で非常に厳しく区分けを取りながら、情報管理をしていきたいと考えております。
委員	セキュリティのほう、よろしく願います。
委員	諮問 80 号の件です。いまと多少関連がありますが、セキュリティ対策の資料で、「施錠管理」と書いてありますね。内容に教務関係のものが入るために、盗難対策が非常に重要になってくるだろうと思っているわけです。多分そのことを意識されているのだろうと思うのですが、この施錠管理について、もう少し補足説明していただけないでしょうか。
学校運営課長	これはパソコン本体と、サーバーという物体をどのように普段管理していくかです。仕事が終わったら、サーバーについてはキャビネットに収納します。元から収納されているのですが、そのキャビネットを施錠するということです。パソコン本体については、先生方 1 人ひとりが使っているものになっておりますので、先生方の机に収納できるようにして、その机を施錠するというように考えております。
委員	そこのところが分からないのです。机に入れて施錠するというのは、例えばどういうことですか。わりあい厚いでしょう。そう簡単には入らないですよ。
学校運営課長	これは私ども区役所の職員も、そのような形でやっておりますが、机の中のスペースをパソコンが入る分だけ開けて、そこに収納して閉めて、施錠をするというように考えております。
委員	分かりました。
会長	子どもの問題というのは、確かに重大な事件になる可能性があると思いますので、セキュリティの点はくれぐれも配慮していただきたいと思います。ほかにございますか。
会長	なければ諮問 79 号、80 号は決定とし、報告 50 号は報告を受けたことにいたします。
会長	最後に、諮問 35 号ですが、またもや継続ということにせざるを得ない状況だろうと思います。諮問 35 号については、次回の審議会で一括して審議するというので、1 回審議会を設定し、そこで集中的にやりたいと思うのですが、そういう方向でよろしゅうございますか。
(異議なし)	
委員	今度、区内の小・中学校や幼稚園に、防犯カメラをたくさん設置するというので、その予算が今度の区議会で計上されると思うのです。そのカメラについては、この審議会で諮問されるのではないかと考えているのですが、

	<p>諮問 35 号にもかかわってきておりますので、どうなっているのかご説明いただきたいと思ひます。</p>
区長室長	<p>条例化に当たってはこの前、こちらで答申いただき、それに基づいていま条例化を進めているところでは。</p>
会 長	<p>具体的にという話は。区内の小・中学校ですか。</p>
委 員	<p>それと幼稚園、保育園ですか。</p>
区長室副参事	<p>委員がいわれたのは、カメラの設置の利用運営基準に関して、この間諮問させていただいた内容ではなく、区のほうで区立の小・中学校や保育園などに設置するカメラの取扱いでしょうか。その件につきましては条例に定められた個人情報に該当するかどうか、そのカメラの使い方、運用等がありますので、そこら辺を十分考慮した上で必要なものであれば、こちらに改めて報告なり、諮問なりをさせていただくことになるかと思ひます。</p>
区長室長	<p>諮問 35 号については、区の個人情報保護制度の基本的なあり方と、今後改正すべき事項ですので、断続的にというよりも一括して、どの時点かでご審議いただければよろしいかと思ひております。できれば次回あたりでやっていただければよろしいかと考えております。</p>
会 長	<p>今日の案件はこれですべて終了です。長時間にわたり、ありがとうございました。それでは一括して答申したいと思ひます。答申案を事務局から願ひします。</p>
(答申案配付)	
会 長	<p>いかがでしょうか。この答申案でよろしゅうござひますか。</p>
(異議なし)	
会 長	<p>それでは、これで決定ということにいたします。後は事務局から区長宛てに、答申書を送付いたします。先ほど出た諮問 35 号についての次回期日ですが、事務局から日程について何かありますか。</p>
区長室副参事	<p>次回の日程は会長と相談させていただき、5月21日金曜日の午後2時から、諮問35号についてご審議いただきたいと存じます。</p>
会 長	<p>それでは、これで閉会いたします。長時間どうもありがとうございました。</p>